



宮 崎 県 公 報

平成22年12月1日(水曜日)号外 第101号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| | | |
|------------------------|---|-----------------------------|
| 規 則 | 頁 | 改正する規則…………… (医療業務課) 1 |
| ○宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を | | 公 告 |
| | | ○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 1 |

規 則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第45号

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則(平成18年宮崎県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (指定医療機関) 第2条 条例第2条第2号の公的医療機関等のうち規則で定めるものは、次に掲げる公的医療機関等とする。 (1) [略] (2) 小児科若しくは麻酔科を標ぼうする公的医療機関又は救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により知事が認定した公的医療機関 (3) [略] | (指定医療機関) 第2条 条例第2条第2号の公的医療機関等のうち規則で定めるものは、次に掲げる公的医療機関等とする。 <u>ただし、第2号及び第3号に規定する公的医療機関については、修学資金の貸与を受けた者が、当該各号に掲げる診療科の業務に従事する場合に限る。</u> (1) [略] (2) 小児科、麻酔科、 <u>産科(産科の診療を行う産婦人科を含む。)</u> 又は救急科を標ぼうする公的医療機関 (3) <u>内科又は外科を標ぼうする公的医療機関(宮崎市に所在するものを除く。)</u> (4) [略] |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に貸与の決定を受けた者について適用し、施行日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、施行日前に貸与の決定を受けた者が、産科(産科の診療を行う産婦人科を含む。)、内科又は外科の業務に従事する場合には、新規則第2条の規定を適用する。

公 告

保安林の平成22年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成22年12月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 同一の単位とされる保安林等 | | 皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール) |
|---------------|-----------|-------------------------|
| 単位区域名 | 保安林の種類 | |
| 北川水かん | 水源かん養保安林 | 513.44 |
| 北川土流 | 土砂流出防備保安林 | 83.40 |
| 北川干害 | 干害防備保安林 | 1.46 |
| 五ヶ瀬川水かん | 水源かん養保安林 | 1,878.54 |
| 五ヶ瀬川土流 | 土砂流出防備保安林 | 109.15 |

| | | | |
|----------|-----------|----------|--|
| 五ヶ瀬川干害 | 干害防備保安林 | 7.24 | |
| 五ヶ瀬川保健 | 保健保安林 | 5.44 | |
| 五十鈴川水かん | 水源かん養保安林 | 917.23 | |
| 五十鈴川土流 | 土砂流出防備保安林 | 15.11 | |
| 五十鈴川干害 | 干害防備保安林 | 18.46 | |
| 五十鈴川保健 | 保健保安林 | 0.22 | |
| 耳川水かん | 水源かん養保安林 | 1,931.49 | |
| 耳川土流 | 土砂流出防備保安林 | 77.39 | |
| 小丸川上流水かん | 水源かん養保安林 | 224.56 | |
| 小丸川上流土流 | 土砂流出防備保安林 | 45.60 | |
| 一ツ瀬川水かん | 水源かん養保安林 | 2,391.35 | |
| 一ツ瀬川土流 | 土砂流出防備保安林 | 50.29 | |
| 一ツ瀬川干害 | 干害防備保安林 | 3.98 | |
| 一ツ瀬川保健 | 保健保安林 | 3.30 | |
| 小丸川下流水かん | 水源かん養保安林 | 830.43 | |
| 小丸川下流土流 | 土砂流出防備保安林 | 24.98 | |
| 小丸川下流干害 | 干害防備保安林 | 2.36 | |
| 小丸川下流保健 | 保健保安林 | 0.22 | |
| 川内川上流水かん | 水源かん養保安林 | 614.45 | |
| 川内川上流土流 | 土砂流出防備保安林 | 54.96 | |
| 川内川上流防風 | 防風保安林 | 0.40 | |
| 川内川上流干害 | 干害防備保安林 | 12.36 | |
| 大淀川本流水かん | 水源かん養保安林 | 1,250.97 | |
| 大淀川本流土流 | 土砂流出防備保安林 | 164.01 | |
| 大淀川本流防風 | 防風保安林 | 0.64 | |
| 大淀川本流干害 | 干害防備保安林 | 11.64 | |
| 大淀川本流保健 | 保健保安林 | 5.26 | |
| 本庄川水かん | 水源かん養保安林 | 1,543.14 | |
| 本庄川土流 | 土砂流出防備保安林 | 10.20 | |
| 本庄川防風 | 防風保安林 | 0.10 | |
| 本庄川干害 | 干害防備保安林 | 2.72 | |
| 本庄川保健 | 保健保安林 | 7.34 | |
| 大淀川中流水かん | 水源かん養保安林 | 906.43 | |
| 大淀川中流土流 | 土砂流出防備保安林 | 55.58 | |
| 大淀川中流干害 | 干害防備保安林 | 0.25 | |
| 広渡川水かん | 水源かん養保安林 | 481.88 | |
| 広渡川土流 | 土砂流出防備保安林 | 121.98 | |
| 広渡川干害 | 干害防備保安林 | 1.20 | |
| 広渡川保健 | 保健保安林 | 0.09 | |
| 福島川水かん | 水源かん養保安林 | 290.82 | |
| 福島川土流 | 土砂流出防備保安林 | 11.61 | |
| 福島川干害 | 干害防備保安林 | 3.51 | |